

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第7号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

428 深谷市道F-413号	深谷市幡羅町一丁目8番1から 深谷市幡羅町一丁目2番4まで
429 深谷市道幹29号	深谷市幡羅町一丁目8番18から 深谷市幡羅町一丁目8番1まで

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。